



長野県報

7月23日(月)
平成19年
(2007年)
第1882号

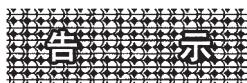
目 次

告 示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	2
平成17年長野県告示第300号(水防警報を行う河川及び湖沼の指定)の一部改正(河川課)	3
水防法に基づく浸水想定区域等の指定及び関係図面の縦覧(河川課)	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	5
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)	5

公 告

一般競争入札(2件)(情報政策課)	6
一般競争入札(広報課)	7
随意契約の相手方の決定(健康づくり支援課)	8
開発行為に関する工事の完了(建築管理課)	8
一般競争入札(2件)(高校教育課)	8



長野県告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年8月6日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県南佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年7月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 141号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡小海町大字豊里字家の前102番の2地先から南佐久郡小海町大字豊里字東川原64番の3地先まで	旧	m 9.6~16.2	km 0.1539
同上	新	12.5~17.6	0.1539

2 (1) 道路の種類 一般国道

- (2) 路線名 141号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字宿岩字南道端393番の1地先から南佐久郡佐久穂町大字宿岩字南道端398番の1地先まで	旧	m 8.8~14.0	km 0.0768
同上	新	8.8~14.0	0.0768

3 (1) 道路の種類 一般国道

- (2) 路線名 141号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡南牧村大字海ノ口字湯沢口971番の2地先から南佐久郡南牧村大字海ノ口字湯沢口975番の4地先まで	旧	m 8.0~9.4	km 0.1099
同上	新	11.0~13.0	0.1099

- 4 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 川上佐久線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡小海町大字東馬流字東馬流4047番地先から南佐久郡小海町大字東馬流字東馬流4036番地先まで	旧	m 4.0~ 5.0	km 0.0931
同上	新	m 4.0~ 9.4	km 0.0931

道路管理課

- 5 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 下仁田佐久線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字余地字アラヤ535番の8地先から南佐久郡佐久穂町大字余地字アラヤ535番の58地先まで	旧	m 7.4~11.2	km 0.1659
同上	新	m 7.4~11.8	km 0.1659

- 6 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 梓山海ノ口線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡南牧村大字広瀬字上の畑1241番の2地先から南佐久郡南牧村大字広瀬字森ノ上906番地先まで	旧	m 4.8~24.8	km 0.5579
同上	新	m 6.9~41.4	km 0.5559

道路管理課

長野県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年8月6日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年7月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 駒ヶ根駒ヶ根岳公園線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市赤穂1番の1地先から駒ヶ根市赤穂1番の1地先まで	旧	m 4.0~ 7.0	km 0.1545
同上	新	m 4.0~10.0	km 0.1545

道路管理課

長野県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
 その関係図面は、告示の日から平成19年8月6日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年7月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 147号
 2 供用を開始する区間
 安曇野市豊科高家1179番の43地先から
 松本市大字島内9881番の3地先まで
 3 供用を開始する期日 平成19年7月25日

道路管理課

長野県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年8月6日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年7月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 147号
 2 供用を開始する区間
 安曇野市豊科高家1195番地先から
 安曇野市豊科高家1179番の43地先まで
 3 供用を開始する期日 平成19年7月25日

道路管理課

長野県告示第381号

平成17年長野県告示第300号（水防警報を行う河川及び湖沼の指定）の一部を次のように改正します。

平成19年7月23日

長野県知事 村井 仁

本則の表中 「左岸 上田市塩川（大屋橋）まで」 を 「上田市大屋（大屋橋）まで」 に、
 右岸 上田市大屋

「」
 '' 夜間瀬川 下高井郡山ノ内町大字横湯（横湯砂防えん堤）から
 中野市大字柳沢（千曲川合流点）まで」 を

「」
 '' '' 左岸 飯山市大字一山
 右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林（湯滝橋）から
 下水内郡栄村大字北信（新潟県境）まで
 下水内郡栄村大字堺
 '' 夜間瀬川 下高井郡山ノ内町横湯（横湯砂防えん堤）から
 中野市大字柳沢（千曲川合流点）まで」 に、

「」
 左岸 長野市大字南長野鐘ヶ淵（善光寺用水裾花取水口）から
 右岸 長野市大字安茂里平柴
 長野市大字青木島甲（犀川合流点）まで
 長野市大字安茂里孤島」 を

「」
 左岸 長野市大字南長野鐘ヶ淵（善光寺用水裾花取水口）から
 右岸 長野市大字平柴
 長野市青木島甲（犀川合流点）まで
 長野市大字安茂里孤島」 に、

「」
 左岸 松本市大字島立（鎖川合流点）まで を 左岸 松本市大字島立
 右岸 松本市大字笹部 右岸 松本市笹部（鎖川合流点）まで に、

「」
 左岸 松本市大字渚（奈良井川合流点）まで を 左岸 松本市渚（奈良井川合流点）まで
 右岸 松本市大字白板 右岸 松本市白板 に、

「」
 左岸 松本市大字筑摩（中林橋）から
 右岸 松本市大字埋橋
 松本市大字中条（田川合流点）まで
 長野市松代町大字豊栄（鍋山川合流点）から
 長野市松代町大字東寺尾（千曲川合流点）まで」 を
 左岸 松本市筑摩（中林橋）から
 右岸 松本市埋橋
 松本市中条（田川合流点）まで
 長野市松代町豊栄（鍋山川合流点）から
 長野市松代町東寺尾（千曲川合流点）まで」 に、

「」
 天竜川 天竜川 左岸 岡谷市湊（釜口水門）から
 右岸 岡谷市下浜
 上伊那郡辰野町大字平出（町道橋）まで」 を

〃	神川	上田市真田町長（土合橋）から 上田市岩下（千曲川合流点）まで
〃	浦野川	小県郡青木村大字田沢（青木橋）から 上田市下之条（千曲川合流点）まで
〃	女鳥羽川	左岸 松本市元町（あさひ橋）から 右岸 松本市旭町 松本市巾上（田川合流点）まで 松本市白板
〃	浅川	長野市下駒沢（三駒橋）から 上高井郡小布施町大字吉島（千曲川合流点）まで
〃	鳥居川	左岸 上水内郡信濃町大字柏原（JR橋）から 右岸 上水内郡信濃町大字古間 長野市豊野町浅野（千曲川合流点）まで
〃	百々川	左岸 須坂市大字野辺（百々川橋）から 右岸 須坂市臥竜 須坂市大字福島（千曲川合流点）まで 須坂市大字高梨
〃	鮎川	左岸 須坂市大字幸高（鮎川橋）から 右岸 須坂市大字米持 須坂市大字中島（百々川合流点）まで 須坂市大字高梨
天竜川	天竜川	左岸 岡谷市湊（釜口水門）から 右岸 岡谷市湖畔 上伊那郡辰野町大字平出（町道橋）まで

に、

「茅野市大字宮川（西茅野大橋）から | を | 茅野市宮川（西茅野大橋）から | 」に、

〃	上川	左岸 茅野市大字玉川（柳川合流点）から 右岸 茅野市大字ちの 諏訪市大字上諏訪（諏訪湖）まで
---	----	--

を

〃	上川	左岸 茅野市玉川（柳川合流点）から 右岸 茅野市本町東 諏訪市渋崎（諏訪湖）まで 諏訪市上川
〃	砥川	諏訪郡下諏訪町（医王渡橋）から 諏訪郡下諏訪町（諏訪湖）まで
〃	横河川	左岸 岡谷市長地出早（上の原小学橋）から 右岸 岡谷市長地 岡谷市長地権現（諏訪湖）まで 岡谷市南宮
〃	松川	飯田市鼎切石（妙琴公園）から 飯田市松尾新井（天竜川合流点）まで

に改める。

長野県告示第382号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めました。

なお、関係図面は、長野県土木部河川課及び当該区域を管轄する建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成19年7月23日

長野県知事 村井 仁

信濃川水系	浦野川
信濃川水系	浅川
信濃川水系	鳥居川
天竜川水系	砥川
天竜川水系	横河川
天竜川水系	松川

河川課

長野県告示第383号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所に備え置きます。

平成19年7月23日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
神戸	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域	諏訪市	四賀	金山通	3201番4	1号
		"	"	金山久保通	4157番1	2号
		"	"	堀合久保日向通	4144番	3号
		"	"	山ノ神北平通	4124番	4号
		"	"	山ノ神通	4081番1	5号
		"	"	堀合久保日影通	4137番1	6号
		"	"	"	4137番9	7号
		"	"	堀合久保通	3225番2	8号
		"	"	"	3224番1	9号
		"	"	"	3216番8	10号
		"	"	"	3216番1	11号

砂防課

選告示第69号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成19年7月23日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

〔	35,426	別表中	28,894	29,053	に改める。
	361,879		14,134	14,236	
	7,767		19,752	19,852	
	22,821		11,958	12,017	
	17,990		19,085	19,221	
	9,292		9,178	9,267	
	10,796		19,601	19,692	
	9,203		8,624	8,665	
	9,740		7,591	7,628	
	102,157		21,298	21,456	
	60,394		18,023	18,177	
	46,906		37,757	38,062	
	21,097		21,759	21,863	
〕	35,668		8,364	8,410	
	363,897		26,251	26,414	〕
	7,806				
	22,955				
	18,087				
	9,352				
	10,845				
	9,253				
	9,758				
	103,005				
	61,037				
	47,166				
	21,189				

選挙管理委員会